

報告事項ア

県教育委員会における障がい者雇用の状況について

県教育委員会における障がい者雇用の状況について、別紙のとおり報告します。

平成30年9月10日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会における障がい者雇用の状況について

教育総務課
教育人材開発課

- 平成30年8月中旬、中央省庁において障害者雇用と見なされない職員を障害者とカウントしている実態が発覚。平成29年6月1日時点調査で再点検したところ、当初報告していた障害者6,867.5人が3,407.5人に大きく減少した(△3,460.0人)。
- 地方自治体でも障害者手帳を保持していない者を障害者としてカウントしていた事実が公表された。
- これを受け、本県においても全庁的な調査を行いました。上記のような不正な報告の事実はありませんでした。

1 鳥取県教育委員会の障がい者雇用の状況

- 過去、継続的に障害者法定雇用率を達成できなかったため、平成18年度より全職員を対象にした障害者手帳の取得状況に関する照会を毎年実施している(厚生労働省ガイドラインに沿ったもの)。
- 今年度障害者雇用率にカウントした職員について、改めて障害者手帳の所有状況を確認したところ、ガイドラインを逸脱するような問題はなかった。

【平成30年6月1日現在の障害者雇用任免状況】

障害者雇用率	109.0人
算定職員数	(実数79人(うち障がい者採用枠44人))
算定職員総数	4,272.5人
障害者雇用率	2.55%

2 鳥取県教育委員会における障害者雇用率の推移

(単位：％、人)

年 度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
雇用率	1.61	1.74	1.63	1.67	1.83	2.54	2.75	2.74	2.60	2.55
(法定雇用率)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.2)	(2.2)	(2.2)	(2.2)	(2.2)	(2.4)
不足数	16	10	16.5	14	15.5	—	—	—	—	—

【参考】

障害者雇用促進法の概要(法定雇用率部分)

- (1) 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律により、毎年、障害者である職員の任免状況を厚生労働省へ報告する義務がある(法第40条)。
- (2) 政令で定められた法定雇用率を下回る場合は、その率を上回るための採用計画の作成義務が課せられる。
- (3) 政令で定められる法定雇用率は、平成30年度からは精神障害者を算定基礎に含めることとなり、都道府県教育委員会は2.4%(従来は2.2%)。